

## さいきょう事業者カードローン・カード規定

### 第1条 (カードの利用)

信用保証協会の保証承認後、当金庫所定の「しんきん ネットキャッシュカード・パスワード届」にて手続をした事業所に対し発行貸与した事業者カードローン・カード(以下「ローンカード」といいます。)は、当金庫および提携金融機関の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「自動機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「出金」といいます。)、および自動機または当金庫本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合に利用することができます。

### 第2条 (自動機による出金)

- 1 自動機を利用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 自動機による出金は1千円単位とし、1回あたりの出金額は、貸越極度額内かつ当金庫または提携金融機関が定めた範囲内とします。
- 3 自動機を使用して出金をする場合に、出金金額と第4条1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が貸越極度額をこえるときは、その出金はできません。

### 第3条 (臨時のご返済)

- 1 自動機を利用して臨時のご返済をするときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 自動機による臨時のご返済は貸越残高に対していつでもできます。
- 3 自動機を利用しないで臨時の返済をするときは、当金庫本支店の融資担当窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

### 第4条 (自動機利用手数料等)

- 1 自動機を使用して出金または返済(臨時返済を含む。)する場合には、当金庫または提携金融機関の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- 2 自動機利用手数料は、出金および返済時に自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、提携金融機関への自動機利用手数料は、当金庫から提携金融機関に支払います。

### 第5条 (ローンカード・暗証番号等の管理)

- 1 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が事業所に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ出金します。
- 2 ローンカードは、他人に使用されないように保管してください。暗証番号は(代表者の)生年月日・(法人または代表者の)電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人(または代表者)から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる出金停止の措置を講じます。
- 3 ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

### 第6条 (偽造ローンカード等による出金等)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた出金

にかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この出金がカードおよび暗証番号の管理について本人(または代表者)の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

### 第7条 (盗難ローンカードによる出金等)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた出金にかかわる損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第8条 (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

ローンカードを紛失した場合または氏名(または法人名)その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人(または代表者)から当金庫所定の方法によりローンカード発行店に届出てください。

### 第9条 (ローンカードの再発行)

- 1 ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 2 ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

### 第10条 (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金融機関の自動機を使用した場合の提携金融機関の責任についても同様とします。

### 第11条 (解約、ローンカードの利用停止等)

- 1 カードローン契約を解約する場合または成年後見(任意後見)制度を利用することになった場合には、そのローンカードをローンカード発行店に返却してください。
- 2 ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにローンカードを発行店に返却してください。
- 3 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人(または代表者)確認書類の提示を受け、当金庫が本人(または代表者)であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第12条に定める規定に違反した場合

(2) ローンカードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

### 第12条 (譲渡、質入れ等の禁止)

カードの所有権は当金庫に属し、ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

### 第13条 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、事業者カードローン契約書各条項およびさいきょうカード・ローン規定によりします。

### 第14条 (規定の変更)

- 1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上